

# 苅田港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和6年3月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会
- ・平成26年 7月 第30回福岡県地方港湾審議会
- ・平成27年 7月 第32回福岡県地方港湾審議会
- ・平成28年 1月 第34回福岡県地方港湾審議会
- ・平成28年11月 第35回福岡県地方港湾審議会
- ・令和 2年11月 第36回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

変更理由.....	1
港湾施設の規模及び配置 .....	2
1 公共埠頭計画 .....	2
2 臨港交通施設計画 .....	3
港湾の環境の整備及び保全 .....	4
1 港湾環境整備施設計画 .....	4
土地造成及び土地利用計画 .....	5
1 土地利用計画 .....	5

## 変更理由

多様化する貨物の取り扱いや貨物輸送に対応するため、新松山地区における公共埠頭計画及び臨港交通施設計画を変更する。

土地需要の変化に対応するため、新松山地区における港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

## 港湾施設の規模及び配置

### 1 公共埠頭計画

#### 1-1 新松山地区

多様化する貨物の取り扱いや貨物輸送に対応するため、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

水深 13m 岸壁1バース 延長260m [既設]

水深 12m 岸壁1バース 延長240m [既設 (工事中)]

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [既設]

水深5.5m 岸壁5バース 延長500m [既設]

埠頭用地 50ha (荷捌き施設用地、及び保管施設用地)

(うち8ha 既設、43ha 工事中)

[既設の変更計画]

#### 既設

水深5.5m 岸壁5バース 延長500m

埠頭用地 55ha (荷捌き施設用地、及び保管施設用地)

#### 既定計画

水深 13m 岸壁1バース 延長260m

水深 12m 岸壁1バース 延長240m

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

## 2 臨港交通施設計画

多様化する貨物の取り扱いや貨物輸送に対応するため、新松山地区の臨港交通施設計画を次のとおり変更する。

### 道路

臨港道路新松山1号線 [既定計画の変更計画]

起点 新松山埠頭

終点 臨港道路松山2号線 4車線

既定計画

臨港道路新松山1号線

起点 新松山埠頭

終点 臨港道路松山2号線 4車線

## 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

土地需要の変化に対応するため、緑地を次のとおり計画する。

新松山地区 緑地 13ha

(うち4ha 既設、5ha 工事中) [既定計画の変更計画]

既設

新松山地区 緑地 8ha

既定計画

新松山地区 緑地 15ha

## 土地造成及び土地利用計画

土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

### 1 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
新松山地区	(50) 50	(28) 28		(68) 68	(7) 7	(13) 13	(167) 167

注1. ( )は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

苅田港港湾計画位置図



